

西尾市ホームページ広告募集基準

(趣旨)

第1条 西尾市ホームページ広告募集基準（以下「募集基準」という。）は、西尾市広告掲載要綱（以下「要綱」という）及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、西尾市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。（以下「広告」という。）とし、広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

(広告の掲載規格)

第4条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 JPEG形式またはPNG形式で静止画
- (3) データ容量 1MB以下
- (4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。文字色と背景色のコントラスト比は4.5:1以上であること。

2 次の表記は使用しないこととする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載開始日及び時間は、月の初日の正午とし、掲載終了日及び時間は、次の月の初日の午前0時とする。

2 前項の規定に関わらず、広告の掲載開始日又は掲載終了日が土曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日または12月29日から翌年1月3日までに当たるときは、その直後の西尾市役所開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。

(代理店)

第7条 市は、広告主を募集する事業者（以下「代理店」という。）に 広告掲載枠を売り渡すものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 代理店は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）から広告掲載を依頼されたときは、希望する広告の掲載開始日の前々月の20日までに西尾市ホームページ広告掲載等申込書（様式第1号。以下「掲載等申込書」という。）及び広告原稿の電子データを市に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第8条第1項に規定する西尾市広告審査委員会の審査を経た上で広告掲載の可否を決定し、西尾市ホームページ広告掲載決定等通知書（様式第2号。以下「掲載等決定通知書」という。）により代理店に通知するものとする。

(広告内容及び原稿の作成)

第10条 広告原稿は、申込者の負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令等に違反しているとき、もしくはその恐れがあるとき、又はこの募集基準に抵触していると判断したときは、代理店に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

2 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページについては、掲載期間中の変更は認めない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の申出義務)

第12条 広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、代理店に申し出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 広告の掲載希望期間を変更するとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

2 代理店は、前項の規定による申出があったときは、掲載等申込書により原則として変更を希望する日の10日前までに市に届け出なければならない。

(広告申込内容等の変更決定)

第13条 市長は、前項第2項の規定による届出の受付後、掲載等決定通知書により代理店に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は代理店に申し出なければな

らない。

3 代理店は、前項の申出があったときは、掲載等申込書により、原則として広告掲載の取下げを希望する日の1週間前までに市に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消す、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 代理店から掲載の取下げの届出があったとき。
- (2) 広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が変更され、掲載基準に反している場合又はその恐れがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、西尾市ホームページ広告掲載取消等通知書(様式第3号)により代理店に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第16条 前条第1項第2号及び第3号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告主の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この募集基準に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この募集基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この募集基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、平成30年6月以後に掲載する広告の募集から適用し、平成30年5月以前に掲載する広告の募集については、なお従前の例による。

附 則

この募集基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この募集基準は、令和5年3月15日から施行する。

様式第1号（第8・12・14条関係）

西尾市ホームページ広告掲載等申込書

年 月 日

（宛先）西尾市長

広告代理店 所在地
名 称
代表者名

西尾市広告掲載要綱第6条、第12条及び第13条の規定により、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

記

1 広告掲載申込者（広告主）

	所在地	名 称	申込種別
	掲載希望期間	リンク先アドレス	
1	年 月から 年 月ま で	http://	掲載・変更・取下げ
2	年 月から 年 月ま で	http://	掲載・変更・取下げ
3	年 月から 年 月ま で	http://	掲載・変更・取下げ
4	年 月から 年 月ま で	http://	掲載・変更・取下げ
5	年 月から 年 月ま で	http://	掲載・変更・取下げ

※該当する申込種別に丸印をつけてください。

2 添付書類 広告の内容

3 その他

- (1) 上記の全ての申込者は、西尾市広告掲載基準第5条で定める業種又は事業者に該当しません。また、西尾市の市税等の納入状況を確認することに同意しています。
- (2) 広告代理店
 - ・担当者
 - ・連絡先

様式第2号（第9・13条関係）

西尾市ホームページ広告掲載決定等通知書

年 月 日

広告代理店

様

西尾市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定内容

	所在地	名称	申込種別	決定区分
1				
2				
3				
4				
5				

様式第3号（第15条関係）

西尾市ホームページ広告掲載取消等通知書

年 月 日

広告代理店

様

西尾市長

（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付で決定した広告の掲載については、下記の理由により広告の掲載の決定を取り消します。

記

1 広告の掲載の決定を取り消す者（広告主）

	所在地	名称	決定を取り消す理由
1			
2			
3			
4			
5			